次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定 をしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は,京都市都市計画局建築指導部建築指導課において,一般の 縦覧に供します。

平成27年8月27日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

1 応足事項		
認定番号	認定年月日	対象区域
11-002	平成27年8月24日	京都市北区紫野花ノ坊町22番,23番1
		の一部,23番2,24番の一部,25番
		の一部, 25番1の一部, 25番2, 25
		番3の一部、26番、26番1から26番
		8まで、27番、27番1から27番6ま
		で、28番、29番及び58番の一部、同
		区紫野北花ノ坊町1番の一部, 2番1から
		2番5まで、2番5の1、2番6から2番
		23まで、2番25の一部、2番26の一
		部,2番27の一部,2番28から2番3
		4まで、2番36から2番41まで、2番
		43から2番46まで、2番46の1、2
		番47から2番56まで、2番58、2番
		60から2番71まで、3番の一部、4番
		から10番まで、10番1、11番から1
		4番まで、14番1から14番5まで、1
		5番, 15番1から15番14まで, 16
		番から33番まで、34番1、35番、3
		5番1,36番1,39番1の一部,39
		番8,40番1,41番,42番1,42
		番2,52番,52番1から52番9まで,

52番16,53番から57番まで,57番1,58番,58番2から58番5まで,59番1から59番3まで,60番から62番まで,63番1から63番6まで,66番から77番まで,83番,84番1,84番2,85番,85番1から85番4まで,88番1,88番2,89番,90番,90番1,91番から93番まで,93番1,94番2,95番の一部,96番1の一部及び97番並びに同区鷹峯旧土居町4番2及び4番3

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)